

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年10月11日(月)

今週のことば

新500円硬貨

11月から新しい500円硬貨が発行。基本デザインは変わらないが、3種類の金属を組み合わせた二色三層構造として、縁に異形斜めギザを採用するなど偽造防止を強化。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

10/11(月) 友引 源泉所得税の納付期限、プロ野球・ドラフト会議
12(火) 先負
13(水) 仏滅
14(木) 大安 鉄道の日、臨時国会会期末、衆議院解散
15(金) 赤口 新聞週間
16(土) 先勝
17(日) 友引 貯蓄の日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/4(月)	28,445 ▼326	111.16 △0.10
5(火)	27,822 ▼623	111.09 △0.07
6(水)	27,527 ▼293	111.67 ▼0.58
7(木)	27,678 △149	111.29 △0.38
8(金)	28,049 △371	111.95 ▼0.66

相続税における「連帯納付義務」

◆財産を取得した相続人全員で連帯して納付

相続税は、被相続人から相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額（3千万円＋600万円×法定相続人数）を超える場合、相続税の課税対象となり申告が必要となります。

また、相続税額は、基礎控除額を差し引いた課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して算出した相続税の総額を、各相続人が実際に取得した遺産の割合に応じて納付することになります。

相続税の申告・納税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に行う必要がありますが、相続税を納付していない相続人がいた場合は、各相続人が相続等により受けた利益の価額（納付した税額等を控除）を限度として、連帯して納付しなければならない義務があります。そのため、納付済みの相続人でも、納付していない相続人の相続税の納付を求められる場合があります。

◆連帯納付義務が発生するまでの流れは

相続税を納期限までに納付していない相続人がいる場合、まず本来の納税義務者（納付していない相続人）に督促状が送付され1ヵ月を経過しても完納されない場合は、連帯納付義務者に対して「完納されていない旨のお知らせ」が送付されます。

その後も本来の納税義務者から納付がない場合は、連帯納付義務者に対して納付通知書が送付され、2ヵ月を経過しても完納されない場合は、督促状が送付されることになります。それでも納付が行われない場合は財産の差押え等の滞納処分が行われます。

なお、本来の納税義務者が延納又は納税猶予の適用している場合などは、連帯納付義務を負いません。

■この記事の詳細は、情報BOX201538

健康保険の被扶養者資格を再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者資格の再確認を毎年度実施しており、対象となる被扶養者がいる事業主に「被扶養者状況リスト」が毎月19日から順次送付されます（提出期限は12月20日）。

被扶養者の収入については、今後1年間の見込み額となるため一時的な事情で収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満（60歳以上などは180万円未満）になると見込まれる方は、引き続き被扶養者として認定されます。

なお、被扶養者が別居している場合は仕送りの事実と金額が確認できる書類（学生は省略可能）、海外在住の場合は海外特例要件（留学生など）に該当することが確認できる書類の提出が必要です。

緊急事態措置等の解除に伴う月次支援金

本年4月以降、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響により、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した事業者に対する月次支援金（法人20万円/月、個人10万円/月が上限）が実施されてきました。

今月から緊急事態宣言等が全面解除となりましたが、緊急事態宣言が解除された地域では飲食店に対する時短営業等の要請が行われることを踏まえ、月次支援金は10月分まで継続されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

相続税の「連帯納付義務」について

◆相続税がかかる場合

相続税は、被相続人から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（葬式費用や債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算）が基礎控除額を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税されます。

基礎控除額は「3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数」となります。

被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人（実子がいなくとも2人）までとなります。

◎相続税の計算

相続人等が遺産を実際にどのように分割したかに関係なく、課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、各法定相続人ごとの取得金額を計算します。

各人ごとの取得金額にそれぞれ相続税の税率を掛けた金額（法定相続分に応じる税額）を計算し、合計した金額が相続税の総額です。

相続税の総額を、財産を取得した各相続人等の課税価格に応じてあん分し、各人ごとの税額を計算します。

各相続人等の税額から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いた額が各人の納付税額となります。

◎申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10ヵ月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかります。

なお、相続税の納付は金銭で納付することが原則ですが、金銭で納付することが困難で、一定の要件を満たしている場合には、相続税を年賦により分割納付する「延納」と、相続財産で納付する「物納」の方法があります。いずれの方法も申告期限までに手続が必要です。

◆相続税の「連帯納付義務」

相続税の納付について、同一の被相続人から相続等により財産を取得した全ての者は、その相続等により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。なお、次に掲げる場合は除きます。

相続税の申告書提出期限から5年を経過する日までに、連帯納付義務者に対して税務署長が連帯納付義務の履行を求める納付通知書を発していない場合

本来の納税義務者が延納の許可を受けた場合

本来の納税義務者が農地や非上場株式などの相続税の納税猶予の適用を受けた場合

被相続人の納付すべき相続税額がある場合及び相続税の課税価格の計算の基礎となった財産を贈与、遺贈又は寄附行為により移転した場合にも、連帯納付の義務が生じます。

◎連帯納付手続きの流れ

納期限までに相続税額が納付されなかった場合における連帯納付義務に関する手続等の流れについては、次のとおりです。

本来の納税義務者（相続税を納付していない相続人）に対して税務署から督促状が送付されます。

督促状が発せられて1ヵ月を経過しても完納されない場合には、連帯納付義務者（他の相続人・受遺者）に対し「完納されていない旨のお知らせ」を送付します。

連帯納付義務者から納付を求める場合には、納付期限や納付場所等を記載した納付通知書を送付します。

連帯納付義務者に納付通知書が送付された日から2ヵ月を経過しても完納されない場合は、督促状を送付します。

それでも納税が行われない場合、財産の差押え等の滞納処分が行われます。

◎連帯納付義務者が納付する場合の延滞税の軽減等

連帯納付義務者が納付する場合は、連帯納付義務に係る相続税に併せて納付する延滞税が軽減され、一定の場合には延滞税に代えて利子税を納付することとなります。

本来の納税義務者の延滞税の額が軽減されるものではありません。